

# 静岡県立大学大学院国際関係学研究科規程

平成19年4月1日 規程第66号

最終改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 静岡県立大学大学院国際関係学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、静岡県立大学大学院学則及び静岡県立大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は、修士課程とする。

2 研究科に、国際関係学専攻及び比較文化専攻を置く。

3 各専攻に専攻長を置く。

(教育方法)

第3条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に対する指導によって行うものとする。

(研究指導)

第4条 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、修士課程の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則の別表（一）国際関係学研究科（修士課程）のとおりとする。

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位計算方法は、1時間の講義に対し2時間の準備学修を要するものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

(指導教員)

第7条 学生の履修及び研究等を指導するために、研究科長は研究科委員会の議に基づき、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、研究科担当の専任教授とする。ただし、必要があるときは、准教授とすることができる。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、授業科目の履修に当たっては、授業担当教員の承認を受けた上で、指定する期日までに所定の様式により申告しなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 授業科目の単位修得の認定は、口答又は筆答の試験若しくは研究報告の審査により、授業担当教員が行う。

2 前項に規定する単位修得の認定は、各授業科目の授業の終了する学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(成績の評価)

第10条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4段階に評価し、可以上を合格とする。

(単位修得の証明)

第11条 研究科長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付するものとする。

(修了要件)

第12条 修士課程の修了の要件は、在学期間中に大学院学則の別表(一)国際関係学研究科(修士課程)の定めるところに従って、所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。また、これらに加えて、研究科が定めるルーブリックを用いた評価を受けなければならない。

2 前項の修士論文の審査については、修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の研究課題についての研究成果の審査をもって代えることができる。

(学位論文の提出)

第13条 修士課程の学位論文は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第14条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された論文審査員が行う。

2 最終試験は、審査した学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び外国語科目について口答又は筆答により行う。

3 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

(学位の授与)

第15条 修士課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、修士(国際関係)又は修士(比較文化)の学位を授与する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。